

町長の意思として決定を要する基本方針及び重要な政策の
審議及び決定までの基本的な流れ

町行政に関する基本方針及び重要な政策の審議及び決定並びに総合調整等施策の効果的かつ円滑な運営を図るため、俱知安町庁議を置く。
庁議の種類は、【政策会議】、【調整会議】とする。

政策会議

重要施策等（政策）を審議及び決定

【位置付け】

町長の意思として決定を要する町の政策及び重要施策の方向性及び推進方策、
町政の中・長期的な課題の解決方策について審議、決定する場

【構成】

町長、副町長、教育長、統括監、総務課長、総合政策課長
付議される事案の担当課長

調整会議

重要施策等を検討及び調整

【位置付け】

政策会議に付議される事案を事前に検討及び調整する場

【構成】

副町長、教育長、課長職の職員
付議される事案に関する職員

付議案件は共通の様式により簡潔にまとめる
必要に応じて、資料を添付する

担当部局

選挙公約などによる新規の政策的事業に関しては、政策会議において審議し、担当部局を決定のうえ、調整会議へ付議事案を提出する。